

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年3月31日

月曜日

号外(3)

目次

告 示

- | | |
|---|---|
| ○会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正 | 1 |
| ○指定管理者の指定 | 2 |
| ○庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 | |
| ○地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして富山県が定める基準 | 7 |

訓 令

- | | |
|--------------------------|---|
| ○富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 | 8 |
| ○富山県公印管理規程の一部を改正する訓令 | 9 |

議会訓令

- | | |
|---------------------------|----|
| ○富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 | 10 |
|---------------------------|----|

告 示

富山県告示第135号

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第 185号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

別表第1の1の表中「管財課長」を「財産管理室長」に改める。

別表第1の2の表中「総務課」を「法務文書課」に、「管財課長」を「財産管理室長」に、「市町村支援課」を「ワンチームとやま推進室」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（出 納 課）

富山県告示第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県こどもみらい館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4474番 6

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31 日まで

富山県告示第137号

庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について

県が令和 7 年度において、庁舎等の清掃、各種設備の保守、警備等の役務の提供を受ける契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法、資格の有効期間及び当該期間の更新手續等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の 5 第 1 項及び第 167条の11第 2 項の規定により次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

第 1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入

札に参加することができないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しないもの
- (5) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者
- (6) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（競争入札参加資格者から当該事業を承継した者を除く。）

第2 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、業務の種類に応じ、A、B又はCの等級に格付した者とする。

1 経営規模

- (1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあっては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあっては資本金、準備金、積立金及び繰越金の合計額を、個人にあっては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）
- (2) 直前決算における事業に必要な機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額

(3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

2 年間平均業務受託額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の業務受託額により算出した年間平均の業務受託額

3 直前決算における経営比率

(1) 流動比率

流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に 100を乗じたもの

(2) 自己資本固定比率

自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値に 100を乗じたもの

(3) 総資本純利益率

純利益額を総資本の額で除して得た数値に 100を乗じたもの

4 営業年数

事業を開始した日の属する年から競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する年までの年数

5 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）の規定による障害者の雇用の状況

6 国際規格 I S O14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ。）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格 I S O14001又はエコアクション21の認証取得の有無

7 仕事と子育ての両立支援のための計画策定状況

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第 120号）第12条第1項の規定による一般事業主行動計画の届出の有無（常時雇用する労働者の数が29人以下の事業主に限る。）

8 女性の活躍推進のための計画策定状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項の規定による一般事業主行動計

画の届出の有無（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）

9 男女共同参画推進事業所の認証取得状況

富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進事業所の認証取得の有無

10 信用状況

競争入札参加資格の審査の申請をした日前 1 年間における賃金不払、指名停止、営業停止、契約履行及び納税の状況

第 3 資格審査の申請方法

1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 申請書及び第 4 (4)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。

なお、第 4 の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 第 4 の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算した額を記載するものとする。

4 申請書及び第 4 の添付書類を提出する場所は、次のとおりとする。

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県経営管理部財産管理室

電話番号 076-444-3171

第 4 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 誓約書（様式第 1 号の 2）

(2) 事業概要書（様式第 2 号）

(3) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市区町村長が交付する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（申請の日前 3 月以内に交付されたものに限る。）

(4) 財務諸表

(5) 事業経歴書（様式第 3 号）

(6) 技術者名簿（様式第4号）

(7) 使用印鑑届（様式第5号）

(8) 納税証明書

ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前3月以内に交付されたもの

イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前3月以内に交付されたもの

(9) 障害者を雇用している場合にあっては、障害者雇用状況届（様式第6号）

(10) ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあっては、ISO又はエコアクション21認証取得登録証の写し

(11) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者であって同項に規定する一般事業行動計画を策定し、及び富山労働局長に届出をした場合にあっては、当該届出書類の写し

(12) 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者であって同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、及び富山労働局長に届出をした場合にあっては、当該届出書類の写し

(13) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を取得している場合にあっては、これを受けていることを証する書類の写し

(14) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを受けていることを証する書類の写し

(15) 代理人を定めた場合にあっては、委任状

(16) 競争入札参加資格者から事業を承継した場合にあっては、当該事実を証する書類の写し

第5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

第6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 競争入札参加資格の有効期間は、第2の規定による格付をされた日から令和

8年3月31日までとする。

- 2 競争入札参加資格の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の2月前までに申請書を提出するものとする。

第7 申請書記載事項の変更の届出

第2の規定による格付をされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに、その内容を変更届出書（様式第7号）により知事に届け出るものとする。

第8 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条の規定の例による。

富山県告示第138号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして富山県が定める基準について

令和元年国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により、告示第1項第一号の基準と同等であると認められるものとして、富山県において別に定める基準（2において、「富山県気候風土適応住宅の基準」という。）を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 次のイ又はロに該当するものであること

- イ 告示第1項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること
- ロ 次の（１）及び（２）に該当すること
- （１）次の（ｉ）又は（ii）のいずれかに該当すること
- （ｉ）告示第1項第一号ニ（１）に該当すること
- （ii）貫工法等であること
- （２）次の（ｉ）から（v）までのいずれかに該当すること
- （ｉ）告示第1項第一号ニ（２）に該当すること
- （ii）土間（7.2平方メートル以上の広さまたは通り土間形状のもの）を設置したものであること
- （iii）床下が開放的であること
- （iv）通りに面する面の窓の過半が木製建具であり、その外側に格子窓を設置したものであること
- 2 富山県内の所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、富山県気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

訓 令

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第2号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第8号）の一部を次のように

改正する。

第2条第3号中「第80条各号」を「第80条第1項各号」に改める。

第12条第3項第1号、第13条第3項第2号及び附則第4項中「人事課長」を「人事企画室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第3号

本 庁

出先機関

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令

富山県公印管理規程（昭和62年富山県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第80条各号」を「第80条第1項各号」に改める。

第4条第1項及び第2項並びに第6条（見出しを含む。）中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

別表中「総務課長」を「法務文書課長」に、「総務課文書管理係長」を「法務文書課文書管理係長」に、

知事政策局長印	成長戦略室長	成長戦略室長が指定する職員
地方創生局長印	ワンチームとやま 推進室長	ワンチームとやま推進室長が指定する 職員
危機管理局長印 交通政策局長印 部長印 会計管理 者印 出納局長印 危機管理監印	連絡課（組織規則 第8条に規定する 連絡課をいう。） の長	庶務を担当する係長（係長を置かない 課にあつては、連絡課の長が指定する 職員）

を

知事政策局長印 危機管理局長印 地方創生局長印 観光推進局長印 交通政策局長印 部長印 会計管理 者印 出納局長印 危機管理監印	連絡室課（組織規則第8条に規定する連絡室課をいう。）の長	庶務を担当する係長（係長を置かない室課にあつては、連絡室課の長が指定する職員）
---	------------------------------	---

に改める。

様式第1号中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（総 務 課）

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県議会議長 武 田 慎 一

富山県議会訓令第1号

議会事務局

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局文書管理規程（平成11年富山県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第30条中「同じ。）」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「押さなければならない」を「押印するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等、条例、規則その他の規程により公印を押印する必要があるもの
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの

(3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの

(4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

第34条第 2 項第 2 号中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第38条中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

